

113.12

予納額の残余に相当する額の返還請求について

1. 予納届の失効

予納届をした者が予納、特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出又は予納した予納額への加算の申出をしない期間が継続して4年に達したときに、当該予納届は、その効力を失う（特例法14条3項）。

2. 残余に相当する額の返還

予納額（特例法第15条第1項の規定による特許料等若しくは手数料の額を控除し、又は同条第2項の規定による返還すべき額に相当する金額を加算したときは、当該控除又は加算した後の額。以下同じ。）に残余に相当する額があるときは、その残余に相当する額は、当該予納者の請求（予納額の残余に相当する額の返還請求書（書式第1））により返還する（特例法15条3項）。

ただし、予納届をした者が死亡したとき又は予納届をした法人が合併により消滅したときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が、予納届をした者又は予納届をした法人の地位を承継する（特例法令1条1項、2項）ため、当該地位を承継した承継人が返還請求人として返還請求をすることができる。この場合、返還請求書には予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面を添付する。

3. 残余に相当する額の返還できる期間

予納額の残余に相当する額の返還は、特許庁長官から当該予納者のした予納届がその効力を失った旨の通知を受けた日から6月を経過した後は、請求することができない（特例法15条4項）。

4. 予納届の取下げ

予納届を自らの都合により取り下げる場合は、特許庁に「予納額の残余に相当する額の返還請求書（書式第1）」及び「予納届取下書（書式第2）」を提出することとする。

（改訂令和3・10）